

# 同関協だより

## 第 52 号



だいせん ほうきふじ  
鳥取県 大山 (伯耆富士) / 現地研修会にて

### 第52号 主な内容

- p 2-5 「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 -上-
- p 6-11 2015年度現地研修会「鳥取県の被差別部落の歴史と現状・鳥取ループ問題について」
- p12-13 「同関協がゆく」Vol.9 -「同関協」の「三要求」-
- p 14 気になる一冊『経典の「施陀羅」差別を問う』
- p 15 会員の声「寺本 温さん」
- p 16 九州ブロック協議会現地研修会

私たちは  
 教団内外における部落差別の克服を願いとし  
 差別に苦しむものが一人でもいる限り  
 その差別からの解放を自らの課題とする

「同関協」規程前文

## 九州ブロック協議会 現地研修会

二〇一六年四月二十五日～二十六日  
田川地区・田川地区人権文化センター

私どもの宗門は、部落解放同盟からの糾弾を御縁に、「自己とは何ぞや」という問いが同時に「身土不二」という、自己と社会は片時も離れてはいないことを学んできた。

九州ブロック協議会では昨年、長崎の海上に浮かぶ軍艦島の炭鉱を見学した。そこで中国や朝鮮の人々が過酷な労働に使役させられていたことを学ぶ機会に出遇った。私の中で日本の近代化とは何か、その国策と宗門との関わりはどうだったのが課題になった。

今年、筑豊の炭鉱と部落差別問題に学ぶ現地研修を行った。筑豊の被差別部落は、江戸初期にはなく、「享保の飢饉」による農業の助っ人として他所から来た人を被差別身分で戸籍登録したことで形成され、その後の炭鉱の発展においても苛酷な差別があったことを学んだ。

炭鉱の強制連行の歴史については、一九三九年に「朝鮮人の炭鉱労働者募集開始」、一九四二年に「官斡旋方法を採用」、一九四四年に「徴用制を実施」という三段階で行われたことを知った。参加者の中から「ハンセン病の国策とも重なりますね」と声を投げかけられたことが強く印象に残っている。

フィールドワークでは、はじめに「田川市石炭・歴史博物館」で日本初の世界記憶遺産に登録された山本兵衛さんの炭鉱記録画を見た。この絵の中に朝鮮人は描かれていなかったことが気になった。その後、炭鉱による犠牲者の慰霊碑、強制連行による徴用犠牲者の慰霊碑や、炭鉱水没事故の慰霊碑、田川市営墓地などをまわり、当時の苛酷な環境、労働の歴史に思いを馳せた。

研修では、在日の総連、民団の方々との交流の機会もあり、靖国問題、慰安婦問題等、ざっくばらんに座談をし、交流を重ねながら学ぶことの大事さを教えられた。

(九州ブロック協議会 村上眞)



強制連行殉難者とみられる名もなき墓石  
田川市営墓地 (旧三井鉱業所共同墓地)

[九州ブロック協議会現地研修会フィールドワーク]

**編集後記** ▶九州地方での地震で被災をされたご門徒・ご寺院の皆様にはこころよりお見舞い申し上げます▶2016年1月19日に開催された常任・専門委員会の会合に先立って、昨年逝去された加藤真人常任委員、また中西忍前専門委員に哀悼の意を表し、しんらん交流館大谷ホールにて、菊池会長導師のもとで勤行を行いました(\*写真↓)▶52・53号に連載する『「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望』を、大阪市立大学非常勤講師谷元昭信先生に寄稿いただきました。今号は「同対審」答申に至るまでの経緯と、運動の実績と問題点です。当時の時代背景を知らない私には貴重な学びとなりました。53号も合わせて一読ください▶2015年度の現地研修会は鳥取県の鳥取市・倉吉市・米子市と広範囲での研修でした。因幡の国、伯耆の国の歴史や背景と、また新たにインターネットによる差別拡散の問題があることを学びました▶「気になる一冊」は、『経典の「施陀羅」差別を問う』(広島部落解放研究所刊)です。「同関協」においても、「施陀羅」の問題に対しては応えていくことが求められていると思います。事務局に残部がございますのでお求めください。(高岡聖道)

### 同関協だより 第52号

発行日 2016年6月30日  
 発行人 菊池成明  
 発行 真宗大谷派同和関係寺院協議会  
 〒600-8164 京都市下京区上柳町199  
 真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局  
 電話 075-371-9247

会費納入のお願い (年会費3,000円)

[郵便振込口座番号] 01010・6・2770

[口座名] 同和関係寺院協議会



\*しんらん交流館大谷ホールでの勤行

《お詫び》

前号において掲載されていた「2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会40周年特別事業予算」について、本年度は特別会計を立てず、すでに一般会計の「40周年特別事業回付金」として計上されています。本来は掲載不要な予算書であり、誤解を招くこととなりました。お詫び申し上げます。

## 「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 ー上ー

大阪市立大学 非常勤講師 谷元昭信

はじめに

二〇一五年は、内閣同和对策審議会（会長 木村忠二郎）が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」を佐藤栄作総理大臣に答申（一九六五年八月十一日）してから、五十年の節目であった。

部落問題解決にむけた国策の基本方向を決定づけた「同対審」答申の基本精神を改めて問い直し、この五十年間を概括するなかで、部落解放への今後の展望を探ってみよう。

## I. 「同対審」答申に至るまでの時代背景

## (一) 同和行政の歴史区分

「同対審」答申の歴史的な意味合いを明確にするために、日本が近代化への道歩み始めた明治から今日に至るまでの百五十年近く同和行政にかかわる歴史区分をみておきたい。大きく言って、次の四つの段階に区分できると思う。

- ① 明治政府の太政官布告（「賤民廃止令」「解放令」と戦前の融和行政
- ② 戦後の「特別措置法」なき時代の同和行政
- ③ 「同対審」答申と「特別措置法」時代の同和行政
- ④ 「特別措置法」失効後の同和行政・人権行政

## (二) 「同対審」答申以前の戦後の同和行政と部落問題認識の状況

戦後になって、新憲法が公布・施行され、第十四条は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」との非差別・平等条項が盛り込まれた。

この憲法の民主的条項を後ろ盾にして、部落問題解決に向けた国策を求める

取り組みが地方から開始された。一九五〇年代からの部落解放運動の当事者による国策樹立運動の展開であり、部落差別の現実と直面していた地方自治体や現場教師の取り組みが連動した。一九五一年に地方自治体による全日本同和对策協議会（全同対）が結成され、一九五三年に全国同和教育研究協議会（全国教）が結成されたことは、記憶にとどめておきたい。

しかし、国策樹立運動の前に立ちほだかる障壁が二つあった。一つは、部落問題は解決したとする政府の現実乖離した姿勢である。これは、一九四六年三月に出された厚生省の『同和事業に関する件』という都道府県宛の通達に象徴されている。その内容は、戦前の一九三六年を初年度とする「融和事業完成十カ年計画」にかかわるもので、「十カ年計画も昭和二十年度を以て終了し、国民同和の進況相当観るべきものありと認められる」として同和事業の打ち切りを指示したものであり、その後の政府姿勢に少なからず影響を与えたものとなったと思われる。

二つめの障壁は、部落問題認識にかかわる根強い偏見の存在であり、政府・行政関係者や多くの国民、さらには当事者内部にも存在していた。偏見は、「寝た子を起こすな論」、「部落責任論」、「宿命論・人間本性論」、「部落分散論」、「異民族起源論」などである。これらの諸偏見が、部落問題と真正面から向き合い解決していくという意欲と姿勢を削いでいたことは事実である。

## II. 「同対審」答申の基本精神とは何か

部落差別の切実な現実を訴え、国策樹立を求める地方からの粘り強い取り組みは、ついに頑なな政府を動かした。一九六〇年に「同和对策審議会設置法」を勝ち取り、五年近くに及ぶ審議の後に、それまでの政府の姿勢を大きく変える「同和对策審議会答申」を引き出したのである。

## (一) 「同対審」答申の基本精神

「同対審」答申は、画期的な内容を有するものであった。今日段階においても特に重要だと思われる内容は、「同対審」答申の基本精神とでも言うべき次のことである。

- ① 部落差別の厳存という事実を認めたこと。
- ② 部落問題解決は国の責任であり国民的課題であることを明らかにしたこと。
- ③ 部落問題にかかわる諸偏見を批判したこと。
- ④ 部落問題の存続理由を日本社会の構造的欠陥として分析したこと。
- ⑤ 実態的差別と心理的差別の悪循環という差別実態の認識論を提示したこと。
- ⑥ 同和行政の性格を日本国憲法に基づく当然の行政として明確に定義したこと。
- ⑦ 従来の差別行政への言及と今後の同和行政における二つの手法を明示したこと。
- ⑧ 差別に対する法規制の不十分性と立法措置の必要性を提示したこと。

## (二) 「同対審」答申具体化をめぐる二つの場での論争

実は、「同対審」答申をめぐる二つの場で重要な論争がなされたことを銘記しておく必要がある。

一つは、運動体における「同対審」答申評価論争である。これは、部落解放同盟第二十回全国大会（一九六五年十月開催）での「闘いの武器」論と「毒まんじゅう」論の対立論争である。共産党系の人たちとの分裂の契機になる論争であり、再評価が必要である。

二つめは、政府の同和对策協議会における立法措置にかかわる二大争点である。これがその後の同和行政や差別撤廃に向けた法制度のあり方に深く関わる議論として今日まで引きずっている問題である。第一の争点は、答申を受けた立法措置を「基本法」とすべきか「財政的な特別措置法」にすべきかという議論である。第二の争点は、時限立法にするか否かの議論である。これらの論争が、その後の一九八五年からの「部落解放基本法」制定運動や二〇〇二年からの「人権擁護法」・「人権侵害救済法」・「人権委員会設置法」制定問題などに継承されていくことになる。

## (三) 「同対審」答申当時の国際的な人権動向

「同対審」答申をめぐる論争やその後の「同和对策事業特別措置法」にもとづく同和行政の展開において、国際的な人権動向も少なからず影響をおよぼしている。

国連においては、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」などの国際人権諸条約策定を中心に人権基準を設定していく取り組みが活発化している時期であり、またアメリカにおいて公民権法、アフアーマティブ・アクション（積極的差別是正措置政策）が始動していく時期でもあった。

## 「同対審」答申

1965年に内閣同和对策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果を当時の佐藤栄作総理大臣に答申。部落差別の解消が国民的課題であり、国の責務であることが明記され、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した文書。

(以下「前文」)

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の精神を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

# 「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 -上-

## III 「答申」具体化の取り組みと「特措法」時代の概括

### (一) 一九六九年同和対策事業特別措置法の制定と同和行政の展開

「同対審」答申が出されてから四年もの長い時間を経て、一九六九年七月十日にやっと同和対策事業特別措置法が十年の時限法として公布・施行された。前述した同和対策協議会での「二つの争点」をめぐるの激しい論争が繰り広げられたことの影響である。

「同対審」答申と「特別措置法」を受けて、部落問題の解決をめざす同和行政が、一九七〇年から本格的に全国展開されていくことになった。とは言うものの、各都道府県・市町村ではその取り組み内容と姿勢において濃淡の格差が大きかったことも事実である。その後、「特措法」の時限を迎えるたびに、法期限の延長が五回行われ、法律名称も三回変更され、二〇〇二年三月末に最終失効するまでに三十三年間にわたって「特措法」にもとづく同和行政が行われてきた。

この「三十三年間」に、国・地方自治体をあわせて十五兆円近くの事業費が投入されたと言われる。実に大きな事業費ではあるが、逆に言えば、被差別部落が長い期間にわたってどれほど「一般対策の枠外」におかれ不利益を被ってきたのかの証でもある。

総事業費の内訳は大まかに言って、国が五兆円、地方自治体が十兆円である。当時の国の関連する九省庁別の予算比率をみると、建設省関係がほぼ五十%近くを占め、続いて厚生省関係が約二十五%、農水省関係が約十五%、文部省関係が約五%となっており、圧倒的な事業費が住環境整備に投入されたことを示している。

これは、「実態的差別」と「心理的差別」の悪循環を断ち切るために、まず「実態的差別」を解消させていけば、「心理的差別」もやがて解消していくという政府の実態認識からくる同和行政の戦略であった。

### (二) 「特措法」時代三十三年間の同和行政の概括

日本の人権に関わる行政史上、「特別措置法」にもとづく三十三年間の同和行政は、さまざまな意味で歴史的な画期であった。同和行政の中で試行錯誤しながら積み上げられてきた差別撤廃・人権確立のための施策手法は、その後の女性政策、障害者政策、アイヌ政策、在日外国人政策などの取り組みにその教訓が影響を与えたことはまぎれもない事実であり、その先駆性については高く評価される必要があると考える。

この教訓は何であったのかをしっかりと分析しながら、今後の同和行政・人権行政のあり方についての指針を確かなものしていくために、その功罪と問題点を明確に認識しておくことが大事である。

「特措法」時代三十三年間の同和行政は、一九八五年段階で国は九省庁にわたって四十四項目八十二事業を実施しており、地方自治体ではさらにこれを上回る独自事業を展開してきたところも多くある。これらの同和行政・同和教育の展開は、実に多くの成果をもたらした。概括的に言って、次の四点に集約できるのではないかと思う。

第一に、部落差別撤廃が行政責任であり、国民的課題であることを定着させたことである。第二に、諸偏見批判によって部落差別の非合理性に対する国民の正しい認識を拡大したことである。第三に、被差別部落の生活環境の低位劣悪性や教育・雇用条件を大きく改善したことである。第四に、被差別当事者の人間としての自信と誇りを回復させたことである。

しかし同時に、同和行政が大きな問題点も露呈させてきたことは事実である。部落差別を撤廃するという前例のない取り組みであったために、暗中模索の事業展開となり、試行錯誤的であったことによる過誤もあつたが、より根本的な問題は次の五点であつたように思う。

第一に、部落問題が今なお解決していないことである。第二に、同和対策事業の伸展に伴って、「なぜ部落だけが優遇されるのか」という「逆差別」・「ねたみ差別」などを生みだし、部落内外に新たな溝を作つたことである。第三に、自立支援の視点を欠落させた「給付と減免」という救済政策的措置の長期化によって、当事者と行政の間に共存依存症とも言ふべき弊害を引き起こしたことである。第四に、同和対策事業の対象地域を線引きするための地区指定という手法が、結果として全国約千カ所の未指定地区を同和行政の枠外に放置したことである。第五に、特別措置法の名称変更に端的に表れているように、同和行政の目的が「差別撤廃政策」というよりは「地域改善対策」(住環境改善対策)の認識で進められたことである。

### (三) 同和行政の問題点を誘引した三つの限界

同和行政において生じてきた問題点は、自治体や運動体の姿勢によつて生みだされた側面もあることは事実であるが、現実にはその主因は「特別措置法」が有していた限界に引きずられて生じてきた

ものであつたと言える。その意味で、同和行政が当初から持たされていた限界の問題を指摘しておくことは重要である。それは、「特別措置法」における「目的」と「目標」の微妙な逆転構造でもあつた。

まず第一に、同和行政の目的が矮小化されたことである。すなわち、部落差別撤廃の目的が、格差是正を目的とする行政になつてしまひ、「同対審」答申で部落差別を生みだす根拠と指摘された日本社会の構造に対する是正改革にまで至らなかつたことである。

第二に、同和行政の対象が限定化されたことである。部落問題解決の鍵は、同和地区内に存在するのではなく、日本社会の関係性の中に存在するのであるから、同和行政は同和地区内外にわたって実施される必要がある。しかし、多くの人たちが、同和行政とは「同和地区への行政」との認識を持っていたことに示されるように、同和行政の対象が限定化されたことは事実であり、結果として「逆差別」問題などを生じる事態となつた。

第三に、同和行政の手法が特別化してしまつたことである。「同対審」答申は、同和行政の手法として、二つの手法を提示していた。すなわち、一般施策における関連制度の運用上の配慮にもとづく「一般対策の手法」と長年にわたつて一般対策の枠外におかれることによつてもたらされた不利益な実態を集中的に改善するための「特別対策の手法」であつた。しかし、地方自治体の財政的脆弱性とも相まって、時間的経過とともに同和行政の手法は「一般対策の手法」が忘れられ国からの財政優遇措置がある「特別対策の手法」へと偏重化していき、やがて「特別措置法」が適用されない国庫補助対象外事業は部落問題解決に必要な事業であつても切り捨てられていくという事態まで招来した。同和行政が、「同対審」答申が強く戒めていた「過渡的な特殊行政」、「行政外の行政」の観を呈していったのである。この状況が、同和事業の既得権益化や特権化という弊害を生みだす一因ともなつた。

これらの問題点の背景には、「特措法」の持つていた限界とともに、「答申」の実態認識論の弱さ、その限界や弱さを乗り越えられなかつた運動体の問題等々もある。紙面の関係で詳述できないが重要な問題である。

(次号につづく)



浄福寺本堂



浄福寺から眺めた大山

〈2月3日(水)〉

会場 (米子市) 浄福寺  
テーマ 「鳥取県の被差別部落の歴史と現状」  
講師 真宗大谷派解放運動推進本部本部委員 阪本 仁さん

〈2月4日(木)〉

会場 (倉吉市) さわやか人権文化センター  
ご挨拶 部落解放同盟倉吉市協議会執行委員長 杉根 修 さん

テーマ 「鳥取ループ問題について」  
講師 部落解放同盟倉吉市協議会副執行委員長 下吉 真二 さん

フィールドワーク 倉吉市上米積地区  
案内役 倉吉市役所産業環境部環境課課長 前田 寿光 さん

〈2月5日(金)〉

会場 (鳥取市) 緑浄寺  
テーマ 「緑浄寺の沿革について」  
おはなし 緑浄寺 治田裕臣 住職 (「同関協」専門委員)

# 2015年度 現地研修会

テーマ 「鳥取県の被差別部落の歴史と現状・鳥取ループ問題について」

2016年2月3日(水)～5日(金)

2016年2月3日から5日にかけて、2015年度「同関協」現地研修会が鳥取県で開催されました。今回も現地に身を運び、その地の実情を知るとともに、現地関係者との交流の中で意見と情報の交換の場を持ち得たことは、ともに連携を保ち、課題の共有を図る上で貴重な場と時間になりました。

鳥取県内には100を超える被差別部落があります。鳥取県の人口は60万人と全国で一番小さい県ですが、人口比率としては被差別部落が多い地域です。その大半を門徒として抱えている大きな二つの寺院があります。今回はその二つの寺院を会場に、鳥取県内の被差別部落の歴史とこの二つの寺院の成り立ちを学びました。

また一昨年に、ある史料書籍中の真宗大谷派の一部の寺院が、「部落寺院」としてインターネット上に公開されるという問題が起こりました。「鳥取ループ」を名乗るこのサイトは、あらゆる地域の被差別部落の所在地を公開することが部落差別の解消に繋がるという考えに基づくもので、私たちは到底容認できるものではありません。この行為に対する取り組みを大きな課題として、この「鳥取ループ」問題が浮上した当初から対峙してこられた部落解放同盟倉吉市協議会副執行委員長の下吉真二さんを講師にお招きし、学びを深めました。

三日正午、鳥取駅集合の参加者は、高岡聖道編集委員運転のマイクバスで米子へ。東西に長い鳥取県、米子までは約二時間。米子駅で待ち合わせた参加者を乗せて因伯組浄福寺に到着。因伯組が京都教区であることに驚く。

開会式に引き続き、解放運動推進本部の阪本仁本部委員から「鳥取県の被差別部落の歴史と現状」について講義・質疑が行われた。

午後五時、夕日のあたる大山を車中から眺めつつ、県中央部の倉吉市方面に向かう。世界屈指のラジウム温泉といわれる三朝温泉にて懇親会が行われ、旅の疲れを落とした。

翌四日の朝、倉吉市上米積地区の「さわやか人権文化センター」に移動し、元県議会議員で部落解放同盟倉吉市協議会の杉根修執行委員長のご挨拶に引き続き、同協議会の下吉真二副執行委員長から「鳥取ループ問題について」と題して講義をいただいた。

昼食後、倉吉市産業環境部環境課の前田寿光課長から、上米積地区の解放運動の歴史と同和对策事業についての説明を受け、実際に「上米積児童センター」「老人憩いの家」、地区の街並みや墓地に足を運び、晴天のもとでフィールドワークを行った。

最終日、因伯組浄福寺に寄せていただいた。勤行後、「同関協」の専門委員でもある治田裕臣住職から「緑浄寺の沿革について」のお話を頂戴し、本年度の「同関協」現地研修会を終了した。

二泊三日の日程で鳥取県内をめぐり、地域の歴史と現状を見聞きするとともに、インターネットによる差別という現代的な事象をとおして課題となったのは、これまで行われてきた「同和」教育がはたして今現在どんな効果を果たしてきたのかということだった。

「差別の再構築化」が進行している今、教育をはじめ地域における解放運動を省み、点検し、見直していくことが求められている現状において、「同関協」においても、これまでの歩みを省みると同時に、姿・形を変えて起こってくる「差別事象」に対して、真宗の課題として、信心の課題としていかに取り組んでいく方向が見出せるのかという問いをいただいた。



最終日 緑浄寺にて



(二日目)

京都から鳥取駅に集合した参加者がマイククロスに乗って米子駅へ。心配していた雪にも降られず一安心した。米子駅に集合した参加者に乗せ、一日目の会場である浄福寺へ到着。お寺の門前から雪の積もる勇壮な大山が見えた。

開会に先立って、浄福寺のお内仏で住職の導師による勤行が行われる。最初に、「三洵のお勤めですが、多分、みなさんの聞かれたことのないようなお勤めをします」との断りがあり、『嘆仏偈』に続いて、お念仏が始まった。赤本のお勤めのだが、洵の数が二洵のような同朋奉讃のような不思議なお念仏であり、今までに聞いたことのないお勤めがされた。「文字の読めない被差別部落のご門徒さんが耳で聞き、覚えて一生懸命に伝えてこられたのがこの「浄福寺節」です」と住職が説明される。本来、大谷派では勤められることのない節であるが、むしろ、そのお勤めこそが蓮如上人以前の節回しではないかのように思えるお勤めであった。

菊池会長の挨拶に引き続き、阪本仁解放運動推進本部本部委員による「鳥取県の被差別部落の歴史と現状」の講義が行われた。

鳥取は東側の因幡国と西側の伯耆国の合わさったものであり、その地理的条件から安芸門徒に代表されるように西本願寺の一般寺院が六十カ寺と多く、東本願寺の一般寺院自体は十五カ寺と少なくなっている。ただ、県下の宗教事情を見ると禅宗の基盤であり、出雲大社の影響も強い。『鳥取藩史』にはあまり被差別部落の記述がな



阪本さんのおはなし

(二日目)

三朝温泉に別れを告げ、一路倉吉に向かってバスで移動。小一時間ほどバスに揺られ、目的地が近づくと、鳥取藩内で屈指の石高であった山に囲まれた田園地帯の中に、真直に伸びた道路が現われる。ここは戦時中、旧日本軍の飛行場の滑走路であったと聞き、山陰地方にも戦争が影を落としていた事実を、あらためて知らされた。

程なくして今日の研修会場である、倉吉市さわやか人権文化センターに到着する。名前の通りか、山陰地方の冬にしては、晴れ渡ったさわやかな日となった。センター内へ入り興味をひかれたのは、公共施設内に各ご門徒さんの年忌表が掲示されており、行政の寛容さに驚くと共に、住民の利便性を重んじる配慮に、行政と解放同盟・住民が良好な関係を築いていると感じた。

まず講義に先立って、部落解放同盟倉吉市協議会執行委員長の杉根修さんよりご挨拶をいただき、自らが中心となって関わってこられた解放運動、特に上米積地区において同和対策事業として、急傾斜地の改良事業を全国に先駆けて行ったことなどをお聞きした。

続いて「鳥取ループ問題について」をテーマにして、部落解放同盟倉吉市協議会副執行委員長の下吉真二さんから、プロジェクトの画像を交えながら、具体的に分かり易く講義いただいた。まず初めに、「戸籍謄本等の不正取得事件に触れ、弁護士や司法書士などの資格を持っている八土業は、他人の戸籍謄本等を職務上必要だと言えれば取得できる特権を与えられており、その特権を悪用する業者が、我々の知らない間に不正に戸籍を取得し、転売することで巨額の利益を上げ、その情報が犯罪に悪用され、また何代も遡つての身元調査に利用されている。現在は戸籍や住民票の取得があれば、事前登録した本人に通知される本人通知制度が導入されているが、登録者が著しく少ないことと、事後通知のため根本的に不正取得を防ぐことができない点などを指摘された。

次に近年の倉吉市内における、差別落書・差別投書について紹介された。映し出された写真の一枚には、大きな看板いっぱい赤とピンクのスペルで、壁やシャッターに描かれるスペルアート風に、「ETA」と落書きされており(\*写真参照)、怒りを覚えると共に、不謹慎ではあるが、どこか稚拙で滑稽な感じがした。落書きの印象からすると、年配者とは考え難く、若年者の仕事と考えられる。鳥取は人権教育への取り組みが手厚いイメージがあるが、教育や啓発活動では解決しきれない、根深い差別意識や、同和対策事業などに対するねたみが温存され、若年層の中にも受け継がれていると見受けられ、これまでの人権教育のあり方や成果が不十分であったのではないかと感じた。

い。ただ、浄福寺の創建について書かれている部分があり、寛文十二(一六七二)年に今まで寺院がなかった地域に緑浄寺(原文は六条寺)から僧侶を派遣して建立されたのが浄福寺だと言われる。そのような記述などから、一六四〇年代に鳥取藩に緑浄寺が創設され、その後、一六七〇年代に浄福寺が分寺されたのではないかと述べられた。

鳥取県の解放運動の動きは一九二三年に八頭郡智頭町で水平社が結成され、その後「庄内水平社」、「上灘水平社」として結成されるものの、一部地域にとどまり全県的な広がりにはなかった。一九五五年に行政の窓口を部落解放同盟に一本化してからは、次第に運動は高まっていき、特に一九七六年には狭山事件に関わる同盟休校があり、園児や高校生までの学生だけでなく、保護者や支部員も仕事を休んで参加し、「社会的立場の自覚を深める・明らかにする指導」が盛んとなる。一九八〇年代には一般地区と被差別部落の高校への進学率が、全国でも変わらなくらい最も高いものとなった。

現在、県内の被差別部落では、現役世代が都会へ出て行き、高齢者が残り、生活困窮者が入ってくることに伴い、スラム化の恐れが出ていると言われた。「親の腰を齧った子どもほど、親の面倒を見ない。全国的な都市問題であり、過疎の問題となっている。大きな時代の転換期となっている」と講義を締めくくられた。

講義後、一日目の宿泊地である三朝温泉「いわゆ」において懇親会がもたれ、旬のカニ鍋や焼きガニに舌鼓を打った。



会場の倉吉市さわやか人権文化センター

下吉さんのおはなし



部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会資料から



最後に本講義のテーマである鳥取ループ問題について、その発覚から現在に至るまでをお話いただいた。大谷派においては、一昨年より顕在化し、「東本願寺の被差別部落寺院の所在地」と題して、インターネット上に百二十五カ寺の寺院名と所在地が公開されるという問題が起きた。講義の詳細については、あえて省略させていただくが、「部落地名総鑑をはるかに上回る、インターネット版の史上最悪の地名総鑑（講師曰く）を作成した「鳥取ループ」は、表向きは部落差別は存在しないと主張している。またネット上に公開している情報も既に自治体等が公開しているものだと居直り、これまでの部落解放運動や人権教育、同和对策事業を批判し、行政や解放運動自体が部落差別を作り出していると主張しているが、確信的に被差別部落の所在地を公開し、拡散させるのが目的であり、執念とも言えるべき強い差別感情の持ち主だと感じた。彼をここまで駆り立てたのは、彼が被差別部落の近くで生まれ、幼少期より多数の被差別部落住民の中で育ってきた事実の中にあるのかも知れない。しかし差別を助長し拡散させる情報を、公にインターネット上に公開する権利は「鳥取ループ」はもちろん、他の誰にもない。

昼食をはさんで午後からは、倉吉市役所産業環境部環境課課長の前田寿光さんから、上米積地区の解放運動の歴史と同和对策事業の説明を受け、その後現地へ移動してフィールドワークを行った。地区周辺を見渡してみると、平野部には一面に水田が広がっているが家屋が少なく、小高い山の斜面やその谷間に家屋が密集している。一俵でも多くの収穫を得るため、生活が困難な場所に無理矢理居住させられているように見える。居住権（人権）は軽んじられ、収穫（経済）を優先させる姿に、差別の本質が現われている。実際に地区へ入ってみると、平坦な道はほとんど無く、坂道ばかりで立体迷路のようだ。現在でもここの生活は大変不便だろうが、急傾斜地改良事業を行う前の生活は、想像以上に困難を極めたことだろう。

地区を見学した後、上米積児童センター兼老人憩いの家を訪ねる。お寺から四十キロ程離れた遠隔地であるためか、この施設は造り付けの大きなお内仏を備えている。お寺へお参りできないご門徒さんのために、年に数回の法座が開かれているとお聞きした。最後に山の上に整備された、この地区の墓地に参拝して二日目の日程を終了した。

### (三日目)

最終日は、鳥取駅から二十分程の所にある、鳥取におけるもう一つの「同関協」会員寺院である緑浄寺を訪ねた。勤行の後、「同関協」専門委員でもある治田裕臣住職より「緑浄寺の沿革について」をテーマにお話を頂いた。

緑浄寺の開基住職は、戦国時代に顕如・教如上人と共に、石山合戦を戦った道教坊であり、その道教坊に深く帰依していた当時の藩主・池田光政の寄進により、一六二五年に緑浄寺は創建された。創建当時は小さな草庵であったが一六四九年、宗教治世の藩政の方針によって、寺社奉行の命により因幡・伯耆両国の被差別部落を「門徒」とし、後に因幡の国から遠く離れた伯耆の国に、淨福寺を分寺して現在に至る（「緑浄寺略縁起」より）。

当時キリスト教禁教令のもと、宗門改によって、その信仰を明らかにし寺院に帰属しなければならなかった。しかし差別の固定化が進む中、被差別民の受け入れを拒絶する寺院や、疎ましく思う寺院があったことは想像に難くない。そのために緑浄寺を建立して、藩内の全ての被差別部落を包含させ、後に淨福寺を分寺させた。当時の被差別部落の人々は、藩の宗教政策によって緑浄寺の門徒となったのかもしれないが、大きな喜びをもって真宗門徒になったのではないかと思いを馳せつつ、本年度の現地研修会を終えた。



緑浄寺の山門

今回の現地研修会では、鳥取の広範囲に渡り、多くの被差別部落を包含している寺院の形態が、江戸期の鳥取藩の政策に起因していることを知ることができた。またインターネットを使った差別問題という現代の課題に対して、我々「同関協」はどう向き合い、どう取り組んでいけば良いのかという課題をいただいた。知る権利が声高に叫ばれる世の中で、知られたくない権利は興味本位や心ない人間のワンクリックで崩壊する。

人権の世紀と言われながら、研修で見えたものは、人権より経済、人権より情報という人権軽視の価値観である。人権教育の中で育った子どもの中からは、「鳥取ループ」というモンスターが生まれ、若者の中にも確実に受け継がれている差別意識を考える時、これまでの人権教育や解放運動の在り方を検証し、見直していく必要がある。必要であり、「同関協」としてどう関わっていくのか考えていきたい。

(文責 編集委員)



治田住職のおはなし



児童センター



老人憩いの家

## フィールドワーク

倉吉市上米積地区



改良事業が行われた町



地区の墓地



老人憩いの家のお内仏

# 同関協だより

Vol. 9

## 「同関協」の「三要求」

### 一、宗政の責任において、同和関係寺院の実態調査を実施せよ。

宗門内の関係寺院の実態調査を早急に実施し、住職・門徒のもつさまざまな問題について正しく把握し、適切な指導助言体制を確立せよ。

### 二、全教区に同和関係寺院協議会を設置せよ。

宗門人が同和問題解決への連携を強化することによって、積極的な運動の展開を推進せよ。

### 三、「特措法」に準拠し、宗費、経常費等の納金を半額とし、教化指導費を支給せよ。

同和地区住民の経済・財的状况は不安定である。宗務当局に対し、宗費賦課金・経常費等の納金について、積極的な特別措置を要求する。

二〇一五年度の総会に「三要求について」の議案が上程されました。それは「同関協」が一九八〇年に宗派に出したこの要求を撤回する旨の案件でした。協議の結果、改めて課題化し、十分に精査・検証すべきとの意見が多数を占め、継続審議となりました。

解放運動推進本部からの事務移管により、大きく体制が変わった「同関協」。また発足四十周年という節目を迎え、その歩みを振り返ると同時に、今後どのような方向に歩みを進めていくのかという課題の中で、とくにこの「三要求」についての総括が求められています。

「三要求」の提出から三十五年以上が経過し、関係寺院を取り巻く様々な状況は変化しました。会員においてもこの「三要求」そのものや、込められた願い、生み出されてきた背景についての感覚が薄らいできていくようにも感じます。「同関協」の存在の意味を問う質のこの課題について総会以降、各ブロック協議会で議論され、常任・専門委員会でも審議が続いています。結論は総会を待つこととなりますが、会員一人ひとりがこの課題に向き合い、この要求が生み出されてきた背景にある願いを改めて確認し、共有しながら、これからの「同関協」の歩みを果たしていかなければな

りません。そこで今回は、その手がかりとして現状を確認していただきたいと思えます。

まず、「三要求」のうち「実態調査」については、宗派の協力を得て二〇〇五年に実施されました。調査結果は『真宗大谷派における部落差別問題実態調査報告書』にまとめられ、その内容を検証しつつ課題を見出して今後の活動に生かしていくことが求められています。

次に「教区同関協」については、困難な状況の中で「同関協」が主体的に「ブロック協議会」を立ち上げました。現在「東北・北陸」「東海」「近畿」「九州」と大きく四つのブロック協議会が発足し、各ブロックにおける活動の活性化がはかられています。

そして「経常費の減免」は、当時の厳しい経済状況のなかで、かつて「五割増」ともいわれた御依頼割当に対して、水平社の「募財拒否」に倣った要求といえます。関係寺院に対する個別的な減免事例はありません。ただ、「同関協」は発足以来、「同和推進本部」時から「解放運動推進本部」に改称後、また二〇一三年度の「事務移管」以降も宗派からの協力と助成を受けて運営されてきました。そのような経緯と現状において、この要求を「同関協」の活動の旗印としてあげ続けるべきか問われています。

あくまでも「三要求」は、(会員自らを含めた)教団に向けたものです。「教団内外における部落差別の克服」を課題として、教団の差別的な構造に対する要求です。近年「同関協」と会員は、社会における様々な差別問題に関わることが必然的に増えてきていますが、教団の外側に向かう活動と内側に向く姿勢の両面性、い

わば社会的な問題に関わる活動が、同時に教団の差別的構造の克服に向かうものでなければならぬという要求ではなかったでしょうか。そう考えると「三要求」にかけられた願いは、そのまま教団改革への願いと受けとめられるのです。

これまで教団は半世紀以上にも及ぶ同朋会運動のなかで、教団改革をすすめてきました。ただ宗祖の七百五十回御遠忌を経て、すべての僧侶・門徒が等しく「親鸞聖人の門徒である」といえる教団であるのか。その問いに立った時に、まだまだ根深い問題が残っています。「教団内外に差別に苦しむものが一人でもいる限り」というスローガンを掲げ続け、だからこそ教団改革を訴えるべき立場と責任が「同関協」に課せられているのではないかと思えます。

今回、この「三要求」をとり下げ、ただ撤回するのではなく、その立場と責任を表明した上で、宗派に対するこの要求に決着をつけるという意味表示が、「同関協」の果たすべき役割を示していく今後の歩みの第一歩となっていくのではないのでしょうか。

翌二〇一七年は、宗派の解放運動と「同関協」のルーツともいえる武内了温師の五十回忌です。また、二〇二三年に親鸞聖人生誕八五〇年を迎えますが、その前年は水平社創立一〇〇周年になります。宗祖の誕生の意味と水平社の創立の意味を重ねながら、二〇二四年に「同関協」は五十年の歩みを数えます。「三要求」に込められた人間解放と教団改革の願いを内に秘めつつ、終わりのない道を熱と光を求めて「同関協」は歩んでいきます。

(編集委員 米澤典之)

# 会員の声

Member's Voices

長崎教区  
あつし  
寺本 温さん

## 「見えてきた差別」

昨年「同関協」に加入させていただきました。宜しくお願いいたします。

私が生まれ育ったところは、長崎県にある炭鉱の町でした。近くに被差別部落はなく、学校においても差別に対する学習もなく、高校で京都に出るまで被差別部落という言葉さえ知りませんでした。大学の授業や教師修練でも少し学ばせていただきましたが、実際に触れ、自分の大切な課題と思いはじめたのは、縁あって29歳の時に教区駐在教導になってからでした。

長崎の被差別部落の集会所にはお内仏が安置してあって、毎年報恩講が勤められます。そこで、差別を受けその厳しさ・つらさ・悲しさを知っているからこそ、差別する人と共に差別を超えたいと歩んでおられる方たちにであいました。その方たちの優しさ・おおらかさに触れたとき、口では「誰も漏らさず、誰も見捨てない弥陀の本願」と語っている自分に恥ずかしさを覚えたものです。

そういうご縁があって、当時の「同和推進本部」が主催する門徒さんと僧侶が共に学ぶ「共学研修会」(今はもうありません)や「部落解放全九州研究集会」(略して「全九研」、現在は「人権社会確立全九州研究集会」)に参加するご縁をいただくようになりました。そこでは、宗教に期待しながらも現実には差別に加担している宗教者の実情を知らされ、叱咤激励されたことです。

そういうであいから、自分の育った町においても炭鉱の時代の水上生活者や、朝鮮半島や中国の方々を差別してきた歴史が見えてきたことです。

そして、住職になって始めたことは、基本的には法名に院号は付けない歩みをさせてもらっています。これにはいろいろな意見が分かれることですが、私にとっては大切な一歩と思っております。

最後に、「同関協」についてですが、大谷派の僧侶は誰でも会員になれることを今まで知らず、今年の「全九研」に併せてひらかれる「大谷派のつどい」での菊池成明会長の発表を聴いて初めて知りました。後日お誘いを受けたので嬉しく参加させていただくこととなりました。

今後とも宜しくお願いいたします。

# 気になる一冊

- Books & Movies -

部落解放研究別冊  
『經典の「施陀羅」差別を問う』

広島部落解放研究所刊



今回は広島部落解放研究所から発行された『經典の「施陀羅」差別を問う』を紹介させていただきます。  
この本は部落解放同盟広島県連合会、小武正教氏(広島部落解放研究所宗教部会部長、林久良氏(仏教史学研究者)、そして『同関協だより』第五十号の「気になる一冊」で紹介した『親鸞思想に魅せられて』の著者である小森龍邦氏が、經典の差別を問うきっかけである「施陀羅」問題の歴史的背景現代の本願寺教団とのやりとり、そして浄土三部經にみる差別思想・差別表現・差別語についてと、それらを支える教学理解・真俗二諦への提言が掲載されており、

私自身、『観無量寿經』をお勤めする際、「臣聞毘陀論經説、劫初已來、有諸惡王、貪國位故、殺害其父、一万八千。未曾聞有 無道害母。王今爲此 殺逆之事、汚刹利種。臣不忍聞。是梅陀羅。不宜住此。」の部分に差し掛かると、毎回何故仏説に「施陀羅」の言葉が用いられているのかとの疑問を抱いてしまいます。  
本書には「仏教は、対話」の宗教である」との一文があります。釈尊の言葉は、一方的に発せられた言葉ではなく、目の前に生きる人々との豊かな対話の中から生み出された言葉であり、その対話の姿勢は、釈尊が亡くなった後にも引き継がれ、時代と社会の中で「仏説」としての「經典」が編纂・加筆されて、やがて「文字化」され読誦される中で、すべてが釈尊の直説として「一言一句加減すべからず」という硬化したものになっているのではないかと指摘されています。

水平社創立以来『観無量寿經』の「施陀羅」の言葉が問われて九十年、そして女性差別・障がい者差別という被差別の視点からも經典が問われている今、その問いに向き合うことが対話ではないでしょうか。そこに応答する中で、また經典の真意が明らかになっていくと考えます。我々「同関協」に身を置くものとして、『観無量寿經』の「施陀羅」の言葉を、一人ひとりが真摯に問い続けなければならぬという問題を本書は提起してくれていると感じます。是非ご一読ください。

(編集委員) 小幡智博

\*解放運動推進本部「同関協」事務局に残部あります。(一部・千円)